

【協定第30-3号】

各福祉制度の取扱いについて

「障害者福祉の取扱い」について、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	各福祉制度の取扱い
調 整 の 内 容	(2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
調整の具体的内容	1. 重度心身障害者タクシー利用助成事業については、合併時に対象者を統一し、1枚500円の利用券を年間24枚交付する。 2. 寝具洗濯乾燥サービス事業については、合併時に対象者、サービス内容を統一し、利用料を徴収する。
上記内容の調整結果	1. 重度心身障害者タクシー利用助成事業については、次により実施します。 ① 基準 障害部位を問わず1級・2級、療育及び精神は手帳保持者とします。 ② 補助単価 500円×24枚を交付します。 ③ 交付枚数 支給回数は、24回とし月割り交付とします。 月2枚×12月を支給の基本と考え、10月に申請があった場合は、2枚×6月とします。 ④ 優遇措置 自動車税等減免措置とタクシー利用券の重複利用ができません。 2. 寝具洗濯乾燥サービス事業については、新白石町寝具洗濯乾燥サービス事業実施要綱を作成し実施しますが、 ① 対象者 有明町の例により統一する。 ② サービス内容 3点(例えば、掛け布団、敷き布団、毛布など組み合わせ自由) ③ 利用額 600円(3点6, 300円基本額の1割相当額)とします。

障害者福祉の取扱い

重度心身障害者タクシー利用助成事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">白 石 町</th> <th style="width: 33%;">福 富 町</th> <th style="width: 33%;">有 明 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【対象者】 ・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 1枚500円の利用券を年間24枚交付 </td> <td> 【対象者】 ・身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 1枚560円の利用券を年間24枚交付 </td> <td> 【対象者】 ・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 タクシー基本料金の範囲内の利用券を年間24枚交付 </td> </tr> </tbody> </table>	白 石 町	福 富 町	有 明 町	【対象者】 ・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 1枚500円の利用券を年間24枚交付	【対象者】 ・身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 1枚560円の利用券を年間24枚交付	【対象者】 ・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 タクシー基本料金の範囲内の利用券を年間24枚交付
	白 石 町	福 富 町	有 明 町				
【対象者】 ・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 1枚500円の利用券を年間24枚交付	【対象者】 ・身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 1枚560円の利用券を年間24枚交付	【対象者】 ・肢体不自由（下肢、体幹）又は、視覚障害により身体障害者手帳の1、2級の交付を受けた者 ・知的障害者と判定され、療育手帳（A）の交付を受けた者 ・精神障害保健福祉手帳を所持している者 ・その他、町長が必要と認める者 【助成額】 タクシー基本料金の範囲内の利用券を年間24枚交付					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">白 石 町</th> <th style="width: 33%;">福 富 町</th> <th style="width: 33%;">有 明 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【対象者】 身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な者 【サービス内容】 ・掛布団、敷布団、毛布の3点一式 ・掛布団、ベットマット、毛布、マットレスの4点一式 ・掛布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式 【利用料】 無 料 【委託先】 （株）エンドレス佐賀 </td> <td style="text-align: center;"> 制度なし </td> <td> 【対象者】 重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者 【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布の3点一式 【利用料】 600円 【委託先】 （株）エンドレス佐賀 </td> </tr> </tbody> </table>	白 石 町	福 富 町	有 明 町	【対象者】 身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な者 【サービス内容】 ・掛布団、敷布団、毛布の3点一式 ・掛布団、ベットマット、毛布、マットレスの4点一式 ・掛布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式 【利用料】 無 料 【委託先】 （株）エンドレス佐賀	制度なし	【対象者】 重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者 【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布の3点一式 【利用料】 600円 【委託先】 （株）エンドレス佐賀	
白 石 町	福 富 町	有 明 町					
【対象者】 身体障害者で寝具類の衛生管理が困難な者 【サービス内容】 ・掛布団、敷布団、毛布の3点一式 ・掛布団、ベットマット、毛布、マットレスの4点一式 ・掛布団、敷布団、毛布、マットレスの4点一式 【利用料】 無 料 【委託先】 （株）エンドレス佐賀	制度なし	【対象者】 重度の身体障害者で臥床して寝具類の衛生管理が困難な者 【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布の3点一式 【利用料】 600円 【委託先】 （株）エンドレス佐賀					

寝具洗濯乾燥サービス事業